

## 少年事件における少年との付き合い方

～子どもの権利を守るための協働を考えるために～

A Way of Relating with Juveniles in Juvenile Case  
～ To Consider the Collaboration for Protecting the Rights of Child ～

海堀 崇  
KAIBORI Takashi  
(海堀法律事務所)

衣斐 哲臣  
IBI Tetsuomi  
(和歌山大学大学院教育学研究科  
教職開発専攻)

受理日 平成 29 年 1 月 7 日

**抄録：**少年事件付添人として関与した事例について報告した。少年は、家庭養育が崩壊し大人との関わりが希薄なまま成長し、大人への不信感や否定的自己を形成してきた。少年とのラポール醸成に重点を置いた関わりを続け、育ち直しの手応えを得た。子どもの権利を守り健全な育成責任をもつ教育・児童福祉・司法等の関係者が、家庭養育を補い、いかに協働し支援するか、本報告はそのあり方を考えるための題材として提起するものである。

**キーワード：**少年事件、子どもの権利、少年との付き合い方、協働

### 1. はじめに

2016年6月に改正された児童福祉法は、「全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図る」ことを主眼に置き、理念の明確化のため1947年に制定後初めて第1条、第2条の条文の見直しが行われた。第1条に「児童の権利条約の精神にのっとり」という文言を加え、子どもを福祉の対象だけでなく「権利の主体」とすること、さらに「子どもの最善の利益を優先して考慮」すること等を明らかにした(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、2016)。

児童福祉法の理念の明確化の基になった子どもの権利条約は、1989年に国連総会で採択された。ユニセフは、子どもの権利条約の権利の内容を「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」という4つに分類している(日本ユニセフ協会HP)。当該条約の意義と特徴は、それまでの子どもの権利に関する国際文書が、子どもを保護する客体としていたのに対して、意見表明権(12条)や市民的諸自由(13～16条)など子どもを主体とした条文が多く規定されていることにある。

1994年、日本政府は「子どもの権利条約」を批准した。条約を批准した国は、批准してから2年以内、その後は5年ごとに、国連の「子どもの権利委員会」

への報告の義務を負う。この報告は、政府と民間の団体(NGO)の両者から出され、それを基に国連の当該委員会が指摘を行うこととなっている。

体系的・包括的規定に基づいて、日本は子どもの権利保障は十分果たされているのだろうか。

### 2. 子どもの権利条約報告書とその勧告

日本の第1回報告(1998年)では、「とりわけ体罰及びいじめを除去する目的で、学校における暴力を防止するために包括的なプログラムが考案され、その実施が綿密に監視される」ことといった勧告がマスコミ等で大きく取り上げられたことから、国連の当該委員会への報告が広く知られた。合わせて、同報告時には、「高度に競争的な教育制度並びにそれが児童の身体的及び精神的健康に与える否定的な影響…過度なストレス及び登校拒否を予防し、これと闘うために適切な措置をとること」も勧告されている<sup>1)</sup>。第2回報告は2004年に行われた。

最も直近の第3回報告(2010年)に対する勧告において注目すべきは、「一般的実施措置」として「資源の処分」が掲げられていることである。貧困が増加している現状に対して、「児童のための予算割当」を強く勧告している<sup>2)</sup>。

また、「児童の最善の利益」では、「児童福祉法のも

と、児童の最善の利益が考慮されているとの締約国による情報を認めつつ、委員会は、1974年に可決された同法が最善の利益の優先を十分に考慮していないことに懸念をもって留意する<sup>3)</sup>としている。さらに、「家庭環境及び代替的監護」では、「委員会は、民法において「包括的な支配」の実行の権利を与える「親権」の概念及び過剰な親の期待は、児童を家庭での暴力の危険にさらしているということに引き続き懸念を有している。委員会は、児童虐待の件数が増加し続けていることに懸念をもって留意する<sup>4)</sup>としている。先述のようにこの度の児童福祉法の改正は、こうした勧告がなされるなか、「子どもの権利条約」を基盤に据えた法改正であった。

日本の児童相談所が対応した児童虐待件数は2015年度103,260件で初めて10万件を超えた。増え続ける児童虐待は、我々の身近で子どもの人権侵害が起きていることを示している。統計件数は一指標であり、人権侵害の実態は虐待以外にも多岐にわたり、筆者が属する司法領域において経験する事例も多い。

加えて、第3回報告に対して「児童の意見の尊重」という観点において、「裁判及び行政手続、学校、児童関連施設、家庭において、児童の意見が考慮されているとの締約国からの情報に留意するが、委員会は、公的な規則が高い年齢制限を設定していること、児童相談所を含む児童福祉サービスが児童の意見にほとんど重きを置いていないこと<sup>5)</sup>が指摘されている。

日頃の弁護士活動のうち、少年事件付添人活動等のなかで出会う少年たちは、心身ともに発達途上にある子どもたちである。少年たちが十分に自己の意見や立場を表明する能力や技術を身に付けていないことで、ますます不利な立場に追い込まれる、あるいは自らを追い込むことも多い。

本稿では、少年事件により司法領域に係属することとなった一人の少年に対し、付添人として関与した経過を報告し、このような働きかけが少年の更正や自立、さらには発達等、育ちに対していかなる影響を与え得たかについて検討する。また、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利擁護ならびに健全育成に資するためには、家庭養育を含め教育、児童福祉そして司法領域に携わる者がいかに協働し支援すべきか、そのあり方を考える一つの問題提起としたい。

なお、本稿で挙げる事例については非行少年であった元少年（現在、成人）が、本稿作成のため題材として本人に関する情報を扱うことに快く承諾を与えてくれた。元少年の協力に感謝する次第である。

### 3. 人間の基本的発達段階

司法的判断及び支援においても子どもを理解するための発達の視点は欠かせない。後述の事例理解およ

び検討のために、基本的な人間の発達段階を整理しておきたい（勝野・庄井、2015；堀尾、1991；湯川、2016）。

①乳児期（出生から2歳）：身体感覚及び自らの運動により外界を知り探索する行動が、物事への認識の始まりである。言葉の獲得、離乳を契機として親や他者との社会的接触が活発となる。アイコンタクト、後追いなど、特定の人との間に情緒的な絆（アタッチメント）が形成され、その後の基盤が形成される。

②幼児期（3歳から就学前の6歳）：運動機能の発達に伴う生活空間、言葉の発達に伴う対人関係など心身両面の広がり時期である。5歳頃には基本的情緒が分化し感情表現が豊かになる。自他の客観視はなお難しいが、ごっこ遊び、想像や模倣、協同や忍耐などの体験を経て、漸次、社会化の過程をたどる。

③児童期（小学校入学から卒業まで）：言語能力や認識力及び外界に対する興味・関心が高まり、客観的・論理的・抽象的な把握が可能となり、思考の体系化が進む。感情コントロール力がつき、情緒的な混乱や興奮は減る。後半には、親に対する批判性及び友達間の友情が生じ、精神的・社会的自立のきっかけとなる。集団行動が生活の中心となり、仲間内のルールや自己の役割に忠実であろうとする。物事の価値、善悪の区別、道徳性などの観点から、ルールがあらゆる社会場面で必要かつ有益であることを学ぶ。

④青年期（小学校卒業から23歳頃）：身体の成熟に伴い心身の急激な変化が認められる。とくに前期（思春期）には心身の不均衡や情緒不安定を体験する。個の自覚に伴い、自己の存在や価値観を試すかのような時期（反抗期）を迎える。社会の一員としての自分を意識し模索し試行していく、アイデンティティの確立が課題となる。この課題もしくはそこに至るまでの時期に挫折、停滞すれば、なんらかの非社会的もしくは反社会的な問題行動も生じやすい。これを乗り越えていくことにより社会性をもった成人になっていく。

以上、一般的な発達段階について述べたが、個別の人間の発達は、個性、親子関係、環境等の状況によりさまざまである。一人前の大人と認められ、社会で期待される役割を果たしうる資質を発達させていくことが目標とされるならば、それは子ども個人の内的発達のみではなしえない。家族をはじめ周囲の関わりが必須である。発達が阻害される状況（保護者の不在や虐待など）には、家庭や保護者の私的責任、国や自治体もしくは社会の公的かつ社会的育成責任が求められる。理想的には、各発達段階で子どもの実情に応じて望ましい刺激や必要な働きかけが保障されることである。しかし、それが現実には困難であっても、ある発達段階で受け得なかった刺激や働きかけがその後の段階で補償されれば、健全な発達や個人の可能性を取り戻すことも可能であり有効であると考えられる。

本稿では、この立場に基づき、要保護及び発達途上にある子どもの支援について検討を行うものである。

#### 4. 非行少年について

非行を行う少年がいかにか非行を犯すに至ったかについては、様々な要因がある。たとえば、青年期前期の不安定な情緒的行動が原因と思われる場合、青年期までの積み重ねが不足していると思われる場合、障がい等が原因していると思われる場合などである。

いずれも少年個人のみには帰せられない状況要因があり、他者からの支援的な働きかけが必要と考えられた。言い換えると、非行行動をきっかけに少年それぞれの発達上の躓きを理解し、それを修復、補償するために大人が関わるチャンスを与えられたともいえる。次項においては、付添人活動と少年の発達の課題との関わりを考えてみるべく1つの事例を示したい。

#### 5. 1つの事例

対象は、17歳男児(当時)の少年である。少年は当時、窃盗事件により保護観察中であったが、そのなかで傷害事件、道路交通法違反事件(スピード違反)の再非行を行った。少年と最初に面会をしたのは観護措置決定を受けた日、少年鑑別所においてであった。その後の面接も含め、以下の内容を少年から聴取した。

少年の父は、少年が小学校低学年時に自死し、それを少年が発見。母は何度も受刑を繰り返し少年とは離れて生活する環境にあった。年齢の離れた異父兄が1人いるが、さほど交流はなく近所で別居生活であった。

少年は中学卒業後、自宅で一人暮らしをしながら仕事に行き、食費なども自己の給料で賄っていた。児童相談所の児童福祉司が児童養護施設への入所を働きかけたようであるが、少年は聞き入れず一人暮らしを続けた。そのなかで少年にとって、携帯電話と携帯音楽プレイヤーは手放せないものであった。

少年が逮捕勾留されるまでの生活は、仕事をするもののほかに、不良交友関係を持ち、粗暴な行為などを繰り返していた。

本件のなかで道路交通法違反事件は、時系列としては傷害事件の前のものである。その事件の動機は、ハローワークから呼び出しを受けた時間に間に合わせるため原動機付自転車で制限時速を超えて運転したものである。一方、傷害事件は、不良交友関係にあった年下の者に対して、告げ口をしたことや仕事上のストレスを理由に、周囲に観衆がいるなかで顔面を手拳で数回殴打し腹部を足蹴りにするなどの暴行を加え、全治約6日を要する傷害を与えたというものである。

当時、少年の拠り所は力であり、腕力のある者が支配者であるという価値観を持っていた。感情を害され

れば、腕力をもって自己の主張を通し正当化してきた。それが少年の生活環境における規準であった。

少年の周囲には、身の上を心配し声をかける大人や関係機関はあったが、少年を動かすまでには至らなかった。大人に対する少年の受け止め方は、一通りの心配をしてはくれるが具体的には何もしてくれなかったとのことであった。

最初の面談時にも、大人に対する期待感は感じられなかった。当職に対して少年が発した言葉は「何してくれるの?」という冷めたものであった。将来の生活に対する希望もなく、厭世観にとらわれていた。

当職は、少年が語る生育歴や背景について全く無知の状態で接触を始め、まずは付添人の立場や役割を説明し、少年が上述のように考える理由、少年の心情、そこに至る経過などを、幾度も面会を繰り返し聞くことに努めた。不良文化に心酔しているような少年の発言も、否定することなく傾聴に徹した。

仕事に関しては逮捕前までまじめに勤めており、雇用主からの信頼も厚いようであった。当職としても、少年の身の上を聞き、仕事に真面目に取り組む姿にこそ少年の本来の力が現れているように感じた。この力を率直に肯定し、さらにエンパワメントできるように評価しながら話をするように努めた。

鑑別所での面会を繰り返すうち、初めのうちは厭世観にとらわれ「どうせ」という投げやりな発言が見られた少年であったが、社会内でやり直すことを前提とした話ができるようになった。社会復帰の仕方について、少年は地元で執着し元の環境に戻りたいという意向が強かった。そこで傷害事件の原因やその遠因となる地域の不良交友関係について、内省させ自覚を促す質問を繰り返した。少年は地元の不良文化以外の文化を知らないことを不安だと話した。当職は、少年自身には生きる力が強くあることを思い起こさせ、エンパワメントし、不良交友関係を絶つように支援した。

少年保護事件の審判においては、非行事実と要保護性の2つを要素として保護処分内容が決定される。本事案は傷害事件という粗暴行為及び道路交通法違反事件という自己中心的な犯行等(非行事実)に加え、保護観察中に再犯を犯した少年であり、かつ劣悪な家庭環境にあった(要保護性が高い)ことなどから少年院送致とされる可能性が高かった。

しかし面接を行うなかで、少年は厭世観を脱し、地元の不良交友関係を絶ち、社会に対する期待を持つことを決断した。それを受けて新たな生活環境として自立援助ホーム(義務教育を修了し児童養護施設等を退所した児童等の自立支援を行う施設)入所の打診、またそこから通勤可能な勤務先の調整を行った。

この決断に至った心情を少年は、「これまで自分の周囲にいた大人は自分の話を聞こうとしなかった、今までになく話を聞いてくれた」と当職に対して述べた。

また、高額な携帯電話代金を支払っていた理由を問うなかで「誰でもいいからいつも近くにいてほしい、それがだめなら誰かの声だけでも聞いてほしい」と少年の孤独感とともに寂しい胸の内が吐露された。それに対し、援助ホームの環境は少年を決して一人にはしないものであり、当職も支援し続けることを説明した。これらの話を、少年は素直に聞き入れていた。

以上のような経過と心情を家庭裁判所に訴えた結果、審判期日には試験観察（保護処分決定を先送りし一定期間様子を観察する暫定処分）決定を受け、援助ホームに入所し、その後8か月という長期にわたる試験観察が実施されることとなった。

試験観察期間中、少年の生活は到底安定したものとはいえなかった。援助ホームのルール違反等で中間審判が2回開かれ、いずれもいつ試験観察を終了し少年院送致とされるかしの状態であった。しかし、少年が自ら非を認め、仕事を継続することができていたことから試験観察を継続することができた。

一方で、少年が当職に対して嘘をついているのではないかと食い下がってきたことがあった。それは、少年が感情的に落ち着かない事態が続いている頃、職務上の予定で少年との話し合いを切り上げ事務所に戻る必要があった時に、当職が嘘をついて少年を見捨て帰ってしまったのではないかと疑い食ってかかってきたものであった。激高した少年の感情をぶつけられ、当職はこれと同程度に「嘘などつかない!」と返答した。少年は携帯電話を投げ捨て破壊してしまった。この一件以外は、後にも先にも、少年が当職に疑いの目を向けたり、荒々しい感情をぶつけたりすることはなかった。その後、むしろ素直になった。

試験観察期間をどうにか過ごし、最終審判で少年は保護観察決定を受けた。法律上、付添人としての業務はこの時点で終了するところであるが、これまでの経過を鑑み少年のサポートを引き続き行っていくこととした。最終審判後も援助ホームでの生活を4か月間続けた後、次のステップハウス（退所間近な者のための別の借室）へ移り仕事を続けた。

その後も時折、数ヶ月に1度程度、夕食をともにしながら近況等を聞くなどしていた。

ところが、最終審判後4か月ほど経過した際、少年から窃盗の告白を受けた。寝坊して仕事に遅刻したことでイライラし自分に腹が立ち、窃取してしまったと話した。その翌日、少年とともに保護観察所に出頭し事件について報告した。少年は若干の戸惑いと躊躇を見せながらも、非を非と認める覚悟をもって臨むことを話し合うなかで保護観察所に出頭することを納得したのであった。自暴自棄になることなく生活を続けるよう指導し、その後、少年はそれを守った。

半年後、家庭裁判所で窃盗事件に係る審判が開かれた。落ち着いた生活を取り戻した少年は、窃盗事件を

振り返り、今後の再犯はこれまで支えてくれた人を裏切ることになると述べ、犯罪を繰り返さない生活への決意を示すことができた。裁判所からの課題として対人関係及びストレス対処方法の習得を挙げられたが、社会的に適応していると認められ、不処分の審判を得た。これ以降、非行事件はない。

その後も時折、夕食をともにしたり電話で近況を聞いたりということを繰り返している。現在、少年は成人し、仕事では職長を務めるなか、結婚し家庭を持つ身となった。安定した生活とはいえないが、少なくとも一定の社会の枠組みのなかで生活できていると評価される状態にある。

## 6. 検討

前項の少年との経過について検討を加える。

当初、少年鑑別所で会った少年が抱えていた家族像は、極めて希薄で否定的であった。自死をした父、その姿を目撃した体験、そして受刑を繰り返した母、中学卒業時すでに母との生活ができない状況下、異父兄に頼ろうともせず、ひとり暮らしを貫いた少年の心情は、現状においても想像に余る。社会的養護の対象になることも拒み続け、ようやく犯罪少年のレッテルが貼られるに至り司法の保護対象となった。この枠組みをも冷めた目で眺めていた少年に、付添人として当職が関わった。少年の心情がどうであれ、この出会いを当職として逃すことはできない、関わりを続けるなかで次第にその気持ちが強まった。

少年の冷めた目は何かを期待するものではなかった。上述した乳児期のアタッチメントは、不安や恐怖の心情のなか安心と安全を与えてくれる対象を希求する関係によって育まれる。少年からは、その感覚自体の希薄さを感じた。少年のそのあたりの生育歴は定かではない。実母を訪ね、聴取することも可能だが、少年の希望するところではなくそれ以上の情報は無い。本件においては過去よりも眼前にいる少年が語る心情に向き合うなかで支援を続けた。

家族について多くを語らない少年が、時折、母への嫌悪感情を吐きだした。求めたものが得られないことへの反発と推測された。反発の気持ちは自我を形成するなかで、とくに思春期から青年期に至り、反社会的な不良文化や否定的同一性を志向していった。暴力団とも近い距離にあった（加入を誘われるなどしていた）。感情のままに暴力で問題を解決しようとするのが少年の規準であった。

児童期・青年期は、現実の対人関係のなかで社会ルールを順守しソーシャルスキルや感情コントロールを獲得していく時期である。少年はこれまでそんな真つ当な経験へと導く大人環境には恵まれず、独自の非行文化に親和性を持って生きてきた。

この少年に対して、付添人活動のなかで当職が第一に心がけたことは少年とのラポール醸成であった。過去の生育歴の中で、他者との間に基本的な信頼関係を経験しえなかった者が第三者の大人に心を開くことは難しい。まして青年期の場合、権威的・一方的・批判的な働きかけは、心の内にある不信感や不全感を刺激し、怒りや反発を生み、冷静な思考や対話を妨げる。

当初、本少年もふてぶてしく自暴自棄というべき態度で、当職に対する期待感もない代わりに、目に見えた怒りや反発もなかった。その姿は、心の根深さを感じさせると同時に、より慎重に少年との間に信頼関係を形成する必要性を感じた。

さらに、思考・行動の変更や修正は、少年自らの冷静で内発的な思考に基づいたものでなければ効果的とは言えないと考えている。そのため、少年とラポールを醸成するために、当職は慎重に少年の話聞き、少年の思いを尊重した。その結果、少年は自分の話を聞いてくれる大人に初めて出会い、心の奥に秘めていた孤独感を吐露した。そんな交流が進むなか、少年が当職に食ってかかる事態があった。まさに少年の心の叫びであり無意識的な試し行動であった。これ以降、敵対的態度が消え、素直な少年の顔が見られるようになったことから、そう考えて妥当であろう。

さらに試験観察期間中、少年は援助ホームの枠組みのなかでより親和的な人間的関わりを経験した。司法と援助ホームの二重の枠組みのなかで、社会ルールに合わせて自分を存在させることを学んだ。その後の再非行時の対応においても、当職や援助ホーム職員が寄り添い、少年はそれを素直に受け入れ「あるべき姿」を学ぶことができた。

司法と児童福祉の枠組みのなかで、一定の大人が関わり、少年のこれまでの発達段階で積み残してきた経験をわずかなりとも育ち直しする機会となったのではないかと考える。

成人となった元少年は、なおも尊大さと自信のなさを併せ持っているが、これはもはやサバイバルしてきた少年の強みでもある。この少年の強みに、付添人が

法的枠組みという強みを伴走させて関わってきた。法的枠組みにホールドされ、少年の強みを違和感なく受け入れられたことがラッキーであった。支援関係は相互性である。少年のほうも当職との関わりをラッキーと思ってくれたとしたら、弁護士冥利に尽きる。少年には、人間の発達の修復可能性及び育ち直しの可能性を信じることの重要性を教えてもらった。

## 7. おわりに

本事例において、教育領域が関与する場面はなかったが、この少年が過ごした乳幼児期そして小学校、中学校時代に思いを馳せると、どのように過ごしたどのような関わりがあったのだろうか。少年の権利は、毎日の日常生活で保障されていたのだろうか。子どもが育つ家庭養育を見守り、教育・福祉・司法など公的育成責任を担う者たちが、どのように協働すべきか、この報告がそのあり方を考える一石になれば幸いである。

## 引用文献

- 1) 外務省「児童の権利条約」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html> 第1回報告審査後の最終見解
- 2) 同上 第3回報告審査後の同委員会の最終見解 p4
- 3) 同上、p7
- 4) 同上、p11
- 5) 同上、p8

## 参考文献

- 勝野正章・庄井良信(2015) 問いからはじめる教育学. 有斐閣.  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(2016) 児童福祉法の一部を改正する法律の公布について  
日本ユニセフ協会 HP: <http://www.unicef.or.jp/crc/>  
堀尾輝久(1991) 人間形成と教育－発達教育学への道. 岩波書店.  
湯川次義編著(2016) 【新編】よくわかる教育の基礎(第2版). 学文社.

